

総務常任委員会

令和6年3月15日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|--------|-------|
| ◎齋藤 文夫 | ○小城 世督 | 溝部真紀子 |
| 伴 吉晴 | 嶋田 善行 | 木澤 正男 |
| 中川 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 中西 和夫 | 副 町 長 | 加藤 惠三 |
| 教 育 長 | 山本 雅章 | 総 務 部 長 | 西巻 昭男 |
| 総 務 課 長 | 松岡 洋右 | 同 課 長 補 佐 | 大塚 美季 |
| 安全安心課長 | 曾谷 博一 | 政策財政課長 | 真弓 啓 |
| 同 課 長 補 佐 | 関元 佑治 | 税 務 課 長 | 福田 善行 |
| 会 計 管 理 者 | 安藤 晴康 | 教 育 次 長 | 本庄 徳光 |
| 教委総務課長 | 仲村 佳真 | 同 課 長 補 佐 | 柳井孝一朗 |
| 生涯学習課参事 | 平田 政彦 | 同 課 長 補 佐 | 大野 彰彦 |
| 同 課 長 補 佐 | 荒木 浩司 | | |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 佐谷 容子 | 同 係 長 | 吉川 也子 |
|--------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 木澤委員、小城委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、木澤委員、小城委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案 （1）議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願います。

それでは、議案書末尾、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（要旨）をご覧いただきたいと思えます。

今回の条例改正につきましては、地方自治法の一部改正により条項番号が変更と

なったことから、当該条項番号を引用する条例について、所要の改正を行うものでございます。

今回、改正の対象となります条例は、資料にお示ししておりますように（１）斑鳩町監査委員に関する条例（２）斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（３）斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例（４）斑鳩町水道事業の設置等に関する条例であり、それぞれ条例において、引用する条項番号について条文の整理を行うものでございます。

次に、施行期日でございますが、令和６年４月１日から施行することといたします。

以上、議案第１号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第１号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第２号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、各課報告事項の（１）斑鳩町会計年度任用職員の給与等の見直しについてと関連しますので、あわせて理事者の説明を求めます。

松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第2号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは議案書末尾、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとされたことから、当町における会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例において、所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容についてでございますが、第1条関係といたしまして、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、内容は大きく2点でございます。

1点目は、フルタイム会計年度任用職員及び勤務時間が著しく少ない者等を除くパートタイム会計年度任用職員に対し、常勤の職員に準じ、勤勉手当を支給することといたします。

2点目は、フルタイム会計年度任用職員及び勤務時間が著しく少ない者等を除くパートタイム会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数についても、常勤の職員に準ずることといたします。

次に、第2条関係といたしまして、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であり、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することに伴い、育児休業を

している職員に対する勤勉手当の支給の対象から会計年度任用職員を除く規定がございますが、これを削除するものでございます。

次に、2. 施行期日についてでございますが、令和6年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第2号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、各課報告事項(1) 斑鳩町会計年度任用職員の給与等の見直しについて、あわせてご説明をさせていただきます。

ただ今、議案第2号でご説明をいたしましたとおり、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとしたことに伴いまして、会計年度任用職員の給与の決定等に関する規定の見直しを行うこととし、斑鳩町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正を行うことといたします。

現行の会計年度任用職員の給与決定の基準となる、本規則の職種別基準表では、「会計年度任用職員の制度開始前の賃金の額」及び「勤勉手当を支給しないこと」を前提といたしまして、一部の専門職等について、高い号給の設定がございましたが、今後、その号給をそのまま適用いたしますと、常勤職員の初任給との逆転を生じるなど、均衡を失うことが懸念されることとなります。

そこで、今般、常勤職員や職種間での均衡を失うことのないよう見直しを行うものでございます。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。今回の見直しの主な内容としたしましては、大きく分けて3点でございます。

はじめに、1点目、号給の決定についてでございます。

基礎号給は、常勤職員の初任給と同様に、大学卒は1級25号、短大卒は、1級15号、高校卒は1級5号とすることとし、資格取得に必要な学歴や経験等を基本として、職種別に設定をいたします。

また、常勤職員と競合しない職種については現行の号給を継承することといたします。

また、幼稚園や保育所等で担任業務を補助する幼稚園講師、保育士の区分を新設

し、業務負荷に応じた号給となるよう設定することといたします。

また、これまでから勤続年数により、上限を設けて、号数の加算、いわゆる昇給のイメージでございますが、これを行っておりますが、現行の10年分（20号）から、15年分（30号）を上限とすることといたします。これは、現行の制度で到達することを想定していた給料額と同程度として設定するものでございます。

次に、大きな2点でございします。現在雇用している会計年度任用職員への対応についてでございます。

まずは、会計年度任用職員制度開始以降の勤続年数による号数の加算を引き継ぐことといたします。その上で、改定後の職種別基準表をもとに、これまでの勤続年数により加算した号給が、現在、受けている給料月額を下回る場合は、現在、受けている給料月額と同額又は直近上位の号給といたします。このことによって、月々受ける給料額が現行を下回ることはないようにするものでございます。

ただし、今後、継続して雇用される場合においては、勤続年数により加算した号給が、現在受けている給料月額を基準に決定した号給を上回るまでは、号給の加算を行わないものいたします。

最後に、3点目、令和6年4月以降に採用する会計年度任用職員への対応についてでございます。令和6年4月1日以降に採用する会計年度任用職員については、改定後の職種別基準表の基礎号給により給料の決定を行います。

また、過去に同業種で経験を有する者については、その経験年数により号数の加算を行うことといたします。

以上、各課報告事項（1）斑鳩町会計年度任用職員の給与等の見直しについての説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 報告事項として報告していただいた、号給の細かいところはちょっと私、理解できないところはあるんですけども、基本的に会計年度任用職員さんにとってマイナスになることではないというふうに理解いたします。

この条例改正については必要なことをよくやっていただいたなというふうに考えておまして、私は賛成の立場なんですけども、ちょっと対象人数と影響額について教えてもらえますかね。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 会計年度任用職員につきましては、年度年度で雇用する条件が異なりますので、対象人数というのが、今現在雇用している職員として申し上げますと、フルタイムが48人、パートタイムが140人影響がでるところでございます。

この職員をベースに影響額を試算した場合、6,130万円の増というところがございます。

木澤委員 今言っていたのが、いわゆる常勤の方になるんですね。

総務課長 会計年度任用職員でフルタイム及びパートタイムで、期末勤勉手当の支給の対象となるものがございます。

木澤委員 よく、今回も予算書なんかを見せていただくと、非常勤職員さんって、500何人って登録されているんですけど、期末手当の対象になる方とならない方がいると思うんですけど、先ほどおっしゃっていただいていた著しく時間が短い方っていうのは、ここに書いている半年未満っていう方がどれぐらいいるのかなと思うんですけども。そこわかりますか。

総務課長 詳しい数字については持ち合わせてないところがございますけれども、短時間の職員といいますのは、任期の定めが6か月に満たないものということと、あと、1週当たりの勤務時間が15.5時間未満のものということを要件としているところがございます。

こういったところには、例えば選挙事務で期間的に雇用する、ごく短期間の職員もございますので、予算等にはそういう人数も1として計上しているところがございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読をいたします。

(議案書朗読)

教育次長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。条例本文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をお願いいたします。

今回の条例改正は、前回、2月16日の本総務常任委員会でご報告申しあげました「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入にあたりまして、学校運営協議会を設置することに伴い、本協議会の委員に支払う報酬等を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございます。日額報酬として5千円、また、旅費の額として、鉄道賃・船賃・車賃は実費、日当は1日につき3千円、宿泊料は、一夜につき、甲地方は14,800円、乙地方は13,300円を定めてまいります。施行期日は令和6年

4月1日から施行いたします。

以上、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 伴委員。

伴委員 これなんです、他の運営協議会に類する斑鳩町の組織というのがあると思うんですが、その辺の費用というのは同じような額に今回定めておられるのか、確認します。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 他、各種審議会等々がございまして、それぞれ委員報酬等定めております。それらと整合性をはかる形で、今回この報酬等定めているということでご理解いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第5号 斑鳩町史編さん委員会設置条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 議案第5号 斑鳩町史編さん委員会設置条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教育次長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例本文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をお願いをいたします。

今回の条例改正は、事務分掌の見直しに伴い、斑鳩町史編さん委員会の庶務担当課を変更するため、本条例におきまして、所要の改正を行うものでございます。

斑鳩町史編さん委員会の庶務担当課を、「教育委員会事務局総務課」から「教育委員会事務局生涯学習課」に変更するものでございます。

斑鳩町史の編さん事業にあたりましては、これまで、執筆者の先生方との調整等を含みます、専門的な知識を必要とする調査事務の関連作業など、それらの事務につきましては、考古学技師職員を配置する教育委員会事務局生涯学習課の文化財活用センターが、また執筆者への謝金等の支払い、各種契約関係、会議開催などに係ります事務については教育委員会総務課が、それぞれ役割を分担しながら、編さん事業を進めてまいりましたが、今後、中巻及び下巻の発刊に向けた作業を進めていくにあたりまして、これらの事務に一元的に対応し、効率的かつ円滑に事業を進めていくため、今回、事務分掌の見直しをさせていただいたものでございます。

施行期日として、今回の見直しは新年度、令和6年4月1日からといたします。

以上、議案第5号 斑鳩町史編さん委員会設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 これはこれでいいんですけど、例えば編さん委員会の設置条例というのをつくる
ときに、庶務担当課のところまで条例で定めるべきものなのかなど、他の条例もそ
ういうふうになっているのでしょうか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 他の各種、こういった形の審議会等々につきましても、庶務担当課ということで
定めさせていただいているところでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 途中でこういう形で庶務担当を変えられるということは、これからそこそこ時間
がかかって、中途、後半ですか、そのあたりのスケジュールはどうなっているのか
教えてください。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 令和5年度におきまして執筆の関係の委託料の方も減額補正も、コロナ等もござ
いましてさせていただいたところでございます。
今の目途といたしましては、町政80周年でございます令和9年度におきまして、
中巻及び下巻のほうを同時発刊できるようにということで、今後作業を進めていく
という形で、今現在計画をしているところでございます。

委員長 中川議長。

議長 今も総務課と生涯学習課と連携しながら作業を進めているということやけど、こ
れわざわざ条例改正して、生涯学習課に庶務担当変えるということは、総務課はも
う携わらなくてもできるということか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 これまで役割といいますか、分担をしながらというところはあったんですけど、一昨年度、町史の上巻のところ、その辺の責任の所在、いわゆる役割分担の中での判断の所在等々が不明瞭になっておって、その加減で発刊が若干遅れてしまったというところも実際ございました。そういった中で、やはり事務担当課を一本化することにより、そういった連携の不十分さによる事務の不徹底さ等々をなくしていきたいところもございまして、今回、庶務担当課を一本にするという形で進めていけたらなというふうに思っているところでございます。

議長 今までから庶務担当は総務課って決まっていた。責任の行先って、その時の総務課が責任を持つ事業やわな。それを生涯学習課に変えて何が変わるの。

教育次長 実際の編さん作業にあたりまして、執筆者の先生方との調整等々につきましては、一定の専門的な知識を有するということで、文化財センターの担当職員のほうが中心になって進めておったと。当然先生方のほうが、例えば調査事務された場合等々については一定の謝金等の発生でありましたりとか、スケジュールの調整でありましたりとか、いうところがございまして。そういったところの先生方との調整は直接的にはしているものの、その謝金の支払い等々は別の担当課がしているというようなところで、そのあたりの連携であったりとか、そういったところが二つの課に分かれているというところでうまくいってなかった部分もございましたので、今回一つの課の中で一本化することによって、そういった不整合さといいますか、不十分さをなくしていくという形で、一本化するというところでございます。

議長 ということは総務課が携わらんと、生涯学習課で支払いもするということが、もう一本にするということやな。そやから総務課は、一番最初に聞いたように、もう事業に携わらへんということでええねんな。

教育次長 そうです、今議長おっしゃっていただいた、ちょっとややこしい言い方になってしまいましたけども、一本化することというので、教育委員会事務局の生涯学習課のほうで、すべての事務をしていくということでご理解いただければと思いま

す。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今まで、かなり遅れます遅れますっていうて聞きましたけど。原因が担当課の連携がうまくいかへんかったことによるもんなんですか。具体的にどんなことやったんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 実際のスケジュールが遅れておりますのは、やはりコロナの関係もございました。昨年、今年度の委託料の予算につきましても、減額の補正予算をさせていただきましたけれども、コロナで調査ができないという中で、執筆者の先生方の転勤等々もどうしても、遠方に転勤されたというようなこともございましたので、新たに執筆の体制を組みなおしていくところで、減額の補正もさせていただいたところがございます。

事務が遅れておりますのは、大きくはコロナの関係だということでご理解いただければなと思います。先ほど申しあげました上巻の発刊にあたりましては、両課によります連絡調整、いわゆる発刊にあたっての構成事務等々につきましての役割分担であったりとか、その辺の調整がうまくいってなかった、どちらの課でしていくのかというようなところも含めて、うまくいってなかったというところがございまして、上巻の発刊が遅れたということで、ご迷惑をおかけしたという反省点もございましたので、今回一本化して生涯学習課、文化財センターのほうで責任をもって事務をしていくという形で整理をさせていただいたところでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 大きくはコロナで遅れたということですね、わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第6号 斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第6号 斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾、斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、現在整備を進めております、龍田西地区地域交流館について、斑鳩町地域交流館として位置付けるため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容についてでございますが、条例第2条の地域交流館の名称及び位置の表に、龍田西地区地域交流館を追加するものでございます。

次に、2. 施行期日についてでございますが、令和6年5月1日から施行することといたします。

以上、議案第6号 斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ別に異論はないんですけれども、施行期日令和6年5月1日って、普通だいたい3月の議会では4月1日という形になっているんですけど、これ5月1日って、4月中に完成するということなんですか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 現在の工事の施行工期が4月末としてございますので、契約工期を4月末としてございますので、5月1日という形で施行期日制定させていただきました。

委員長 中川議長。

議長 今の施行期日やけど、工期って4月末にしてあるけど、たまに変更契約とかして工事を変更して、5月に跨ぐことも考えられるやんか、その時でも施行は5月1日でええねんな、条例は。完成してなかっても。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 状況によっては緊急の延長、工事の延長等でやむを得ず大幅に遅れる場合には、一部改正する条例の、さらに一部改正する条例などで施行期日を改めるというような可能性も含んではございますけども、位置づけとして制定していくうえでは、条例改正として成立するものと考えてございますので、現行のまま施行させていただくというのも一定考えられるところかというふうに思います。

議長 一部改正のまた一部改正って、課長言ってくれたけど、それはまた臨時会開くっ

てことか。もしかそういう場面が出てきたら。

総務課長 予期せぬ理由によって延長する場合を想定したものでございますので、場合によっては専決等のご相談をさしあげる必要があろうかというもので申しあげたところでございます。

議長 それはそれで理解しておきますけど。それで、この地域交流館、斑鳩町で4か所予定してはったと思うねんけど、この条例には直接関係ないかわからないけども、地域交流館に関する考え方。もう10何年前やろこれ、地域交流館の計画しはったん。10年を目途にっていうような話で進んでいたと思うねんけど、この残りの箇所についての考え方、この際やから一緒に聞かせておいてもらいたい、そのように思います。

総務課長 今、議長おっしゃった件につきましては、監査等でもご意見を頂戴したところでございまして、情勢の、計画した当時から比較いたしますと情勢も変わっている中で、この交流館の計画というの、いったんは見直しをしていく必要があろうかというふうに考えているところでございます。

この中で残り二つの地区につきましては、現在具体的な候補地等を挙げられていない中で、違う形でコミュニティの場を設定していくことを考えていく必要があるのかなというふうに考えてございまして、この龍田西地区交流館が整備されたのち、改めてその方向性につきましては、一定の見解を持ちながら議会等にもご相談をさしあげたいというふうに思っております。

議長 今後、近い将来っていうんか、人口も減ると予想されている中で、また新たに大きな土地を購入して、建物を建てていく必要があるのかなと。残り2地区も具体的に全然進んでないんやったら、もうはっきりとこの2か所で終わるんやったら終わるということを決定した方がええの違うかな。どうでっか、副町長。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、課長の方も申しあげました通り、一旦これで2か所が整備を完了いたします

ので、完了した段階で、今申しあげました通り、きっちりと見直しのほうをさせていただきたいというふうに考えております。

確かにおっしゃるように人口減少というのは、当然これからも予測されているところでございますけれども、やはりコミュニティ施設というのは大切でございますので、現在それぞれの自治会のほうに広報させていただいております、地域集会所関係の補助の関係等も含めて、総合的な判断で見直しの方、させていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第18号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心 課長 それでは、議案第18号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

安全安心 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせてい

課長

ただきますので、改正文及び新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願い申しあげます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

総務省消防庁の定める非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、非常勤の消防団員水災の職務に従事した場合の報酬の支給額について、所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容でございます。水災の職務に従事する場合の支給額の改正として、1回6,800円を1日8千円とするものでございます。

次に、文言の整理として、水災、警戒等を災害、警戒又は訓練等に、手当を出動報酬に、警戒を警戒、訓練等とするものでございます。

続きまして施行期日等でございます。施行期日につきましては、令和6年4月1日でございます。また、経過措置といたしまして、施行日となります令和6年4月1日以後の期間に係る出動報酬について適用し、同日前の期間に係る出動報酬につきましては、なお従前の例にすることとしております。

以上で、議案第18号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしく願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議 長

今まで、(2)の水災、警戒等が、災害、警戒又は訓練等に変更するということは、月に何回か機械整備とか言うて集まるときあるやん、俺はつきりわからへんけど、嶋田委員に聞いたらよくわかるんやろうけど。そんなんもこの日当は出るということなん。あれが訓練に入るんかわからへんけど。そこらちょっと教えてください。

委員長

曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

今回改正する前につきましては、水災の出動された報酬のみでございます。文言整理として、今まで警戒というところのみの部分を訓練の手当を支給していたとい

うところでございます。また今、議長おっしゃっていただいている日々の点検につきましては、月額報酬の中に入っているというご理解をいただければというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心 課長 それでは、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

安全安心 課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、改正文及び新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧いただきたいと思ひます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改訂されることにより、消防作業等従事者の補償基礎額について、改正を行うものでございます。

まず、改正内容につきましてですが、補償基礎額の最低額8,900円から9,100円の改定となるところでございます。次に、補償基礎額の表について、標記の表のとおり、階級、勤務年数に応じ、補償基礎額の改定となります。

次に、施行期日等についてでございますが、令和6年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、施行日となります令和6年4月1日以降に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることといたしております。

以上、議案第19号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議長 教えてほしいねんけども、補償基礎額って書いてあるのは、一日の日額って思ったらええの。例えば消火活動とかに出てけがした、10日間仕事ができない、この日当×10日間ってような金額なんかな、どういう金額なんやろ。日当って考えたらええんかな。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 日額の補償額を示されているものでございます。

課長

議長 例えば10日間、仕事休んだら右の一番上やったら14万2千円支給するというとか、そういう計算でええねんな。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 これの元になるのは、勤務先の給料がない場合で、まったく補償がない場合というか、勤務先からもらってない場合で、日額9,100円やったら10日休んだら9万1千円ですか、というような補償が出るということで、無給の状態を補償するということで、休業補償の場合は、そういったことで考えていただければいいかなと思います。

議長 そしたら活動中にけがしても、会社が月給払ってあったら、この補償対象にはならへんでってということやな、簡単に言ったら。

総務部長 そのとおりでございます。休業補償の場合はそのように。

委員長 伴委員。

伴委員 今、議長のあれに関連する質問ですが、商売していた場合、これ非常に難しいことおまへんか。はっきり言うてこれ働かれへんだら、まともに営業、もし飲食店等、家内企業でやっている場合でしたら、どないなりまんねやろ。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 そのあたりにつきましては、それぞれ、この期間休業してましたよということを証明っていうか、提出する資料っていうのがあると思うんで、そういったところでいわゆる補償基金ですかね、のほう判断されてそれぞれこれは休業補償にあたりますよということで、支給されるものだと思いますんで、本当に自分の体がけがしてでけへんかった場合は、補償される制度だと思っていただければいいのかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第19号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。

はじめに、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、国の第1号補正予算による、国税収入の増額や臨時経済対策費の措置等に伴い、普通交付税が増額交付されることから7,819万6千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第13款 分担金及び負担金、第1項 分担金では、第1目 農林水産業費分担金で、三室井堰の改修等を実施していくにあたり、井堰整備計画等策定業務を行う費用の地元分担金として、団体営土地改良事業費分担金225万円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負

担金の第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う553万7千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が見込まれることから155万8千円の増額、第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、戸籍の附票に氏名の振り仮名を追加することなどに伴う戸籍総合システム改修費用が補助対象となることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金266万2千円の増額、第4目 土木費国庫補助金の第1節 道路橋りょう費補助金で、道路の新設改良に係る国庫補助金の認証が当初見積りを下回ることから、社会資本整備総合交付金860万2千円の減額をお願いするものであります。

11ページから12ページをお願いいたします。

第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第4節 保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様の理由により、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金408万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから85万円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから55万円の増額、第4目 農林水産業費県補助金の第1節 農業費補助金で、農業次世代人材投資事業補助金について1名が給付条件を達成できないことなどから、農業次世代人材投資事業補助金1,425万円の減額、第2節 農地費補助金で、国の第1号補正予算により、防災重点ため池の耐震性調査等に要する費用の一部に係る補助金が前倒しで認証されたことから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金3,050万円の増額をお願いするものであります。

次に、第17款 財産収入、第1項 財産運用収入では、第1目 財産貸付収入の第1節 土地建物貸付収入で、マルシェ・宿泊施設等誘致事業用地の賃貸料を減額することから、土地賃貸料775万1千円の減額をお願いするものであります。

次に、第22款 町債、第1項 町債では、第1目 総務債の第2節 公共施設等照明設備改修事業債で、公共施設等における照明設備LED化工事の事業完了に伴う不用額を減額することから1,140万円の減額をお願いするものであります。

13ページから14ページをお願いいたします。

第3目 農林水産業債の第1節 土地改良事業債で、国の第1号補正予算により、

県営で実施している桜池の耐震化工事等に要する費用の一部に係る補助金が前倒しで認証され、町負担分の費用の増額に対し、地方交付税措置のある町債を活用することから910万円の増額、第4目 土木債の第1節 道路新設改良事業債で、道路の新設改良に係る国庫補助金の認証減に伴い、事業実施を見送ることから770万円の減額、第5目 消防債の第1節 防災基盤整備事業債で、防災行政無線戸別受信機配布に係る不用額を減額することから1億4,360万円の減額、第6目 教育債の第2節 中央体育館空調設備整備事業債で、設計業務委託が必要でなくなったことから900万円の減額、第3節 中央公民館発電設備改修事業債で、経年劣化により発電設備を改修するにあたり、地方交付税措置のある町債を活用することから1,110万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

15ページから16ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第18節 負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う退職手当負担金として、あわせて3,184万5千円の増額をお願いするものであります。

第5目 財産管理費では、第24節 積立金で、歳入で申しあげました普通交付税の増額交付分のうち、臨時財政対策債償還基金費の措置分を減債基金へ積立てし、令和6年度及び令和7年度で取崩しを行っていく必要があることから3,084万8千円の増額をお願いするものであります。

第6目 企画費では、第12節 委託料で、和のあかりと未来へのひかり事業に係る不用額として188万5千円の減額をお願いするものであります。

次に、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費の第12節 委託料で、歳入で申しあげました戸籍の附票に氏名の振り仮名を追加することなどに伴う、戸籍総合システムの改修費用として266万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第27節 繰出金で、歳入で申しあげました国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定負担金の確定等に伴い、あわせて1,278万4千円の増額をお願いするものであります。

第5目 医療対策費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました子ども医

療費や、精神障害者医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから、あわせて350万円の増額をお願いするものであります。

第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、第14節 工事請負費で、照明設備LED化工事に係る不用額として403万6千円の減額をお願いするものであります。

17ページから18ページをお願いいたします。

第4款 衛生費、第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費の第10節 需用費で、指定ごみ袋の作成に係る不用額として743万3千円の減額をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、歳入で申しあげました国の第1号補正予算により、防災重点ため池の耐震性調査等に要する費用の一部に係る補助金が前倒しで認証されたことに伴い、その事業費として、第12節 委託料で、あわせて3,500万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、693万円の増額をお願いするものであります。

第7目 地域農政推進対策事業費では、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました農業次世代人材投資事業補助金について、1名が給付条件を達成できないことなどから1,425万円の減額をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費の第18節 負担金補助及び交付金で、商工業者債務保証料補給の交付見込額が当初見積りを上回ることから100万円の増額、生活応援券の発行に係る不用額として573万7千円の減額をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第2目 道路新設改良費で、歳入で申しあげました道路の新設改良に係る国庫補助金の認証減に伴い、事業実施を見送ることから、第16節 公有財産購入費で717万4千円の減額、19ページから20ページの第21節 補償補填及び賠償金で1,870万円の減額をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費の第12節 委託料で、防災行政無線戸別受信機配布に係る不用額として1億4,366万円の減額をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費の第14節 工事請負費で、照明設備LED化工事に係る不用額として140万8千円の減額、

第2目 教育振興費の第19節 扶助費で、要保護・準要保護児童給食費援助費の不用額として223万2千円の減額をお願いするものであります。

次に、第3項 中学校費では、第1目 学校管理費の第14節 工事請負費で、照明設備LED化工事に係る不用額として110万8千円の減額、第2目 教育振興費の第19節 扶助費で要保護・準要保護生徒給食費援助費の不用額として176万1千円の減額をお願いするものであります。

21ページから22ページをお願いいたします。

第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費の第14節 工事請負費で、照明設備LED化工事に係る不用額として455万5千円の減額をお願いするものであります。

次に、第5項 社会教育費では、第2目 公民館費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげました中央公民館の発電設備について、経年劣化により改修工事を行うことから1,116万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6項 保健体育費では、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費の第12節 委託料で、中央体育館空調設備の設計業務委託が必要でなくなったことから900万円の減額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正から生じた財源3,129万2千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費補正についてであります。

歳出において増額補正を申しあげました事業を含め、本年度末までの完了が見込めないことから、あわせて1億272万3千円の予算措置をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。第3表 地方債補正についてであります。

歳入で申しあげましたとおり、中央公民館発電設備改修事業で限度額1,110万円の追加、公共施設等照明設備改修事業で限度額を2億1,130万円に減額、土地改良事業で限度額を1,270万円に増額、道路新設改良事業で限度額を390万円に減額、防災基盤整備事業で限度額を7,500万円に減額、中央体育館空調設備整備事業で限度額900万円の廃止をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政
課長 以上で、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 20ページのところの防災行政無線なんですけど、不用額が出ているということなんですけど、もともと予算の時、購入確か6千件ぐらいだったかなと思うんです、最終的に申請しはった人は何人になったんでしょう。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長 現在1,426台、一般の方から申請ございまして、1,426台の設置に向けて手続きを行っているところでございます。

木澤委員 もともと予算の時に見込んでいた単価と、実際に購入費用になるんですけど、この件数で購入して1件あたりの単価ってわかりますか。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時05分 再開)

委員長 再開します。 曾谷安全安心課長。

安全安心課長　もともと7千台で、浸水区域であるとか、土砂警戒区域の戸数の予算で計上させていただいておりました、1台あたり2万8千円という金額を設定させていただいていたんですが、現在さきほど申しあげました数と、公共施設を含めて2千台で契約をさせていただいているところがございます。金額につきましては台数が少なくなると単価が高くなるという形になりますので、3万2千円に消費税になりますので、35,200円という1台当たりの単価になっております。

委員長　中川議長。

議長　品物ってな、1個当たりなんぼって決まってるんちゃうの。こんだけ買ったら2万5千円やけど、そんだけやったら3万なんぼですってそんなに単価ってころころ変わるの。

委員長　曾谷安全安心課長。

安全安心課長　ロットがございまして、製作、1台からは製作はできるんですが、製作の最低ラインが2千台というところで、あと2千台からまた千台単位でまた金額が、単価が変わってくるという形でご理解いただきたいと思います。

委員長　伴委員。

伴委員　今の質問と同じですねんけど、実際のところ最初見積もっていた台数からものすごい少ない台数で、これ町としての見解、余分になった分は越してこられた方に、必要になられた方にいけると思うんですけど、今のとしての台数、これだけ変わった、に対する見解を教えてください。

委員長　曾谷安全安心課長。

安全安心課長　町としてはもともと土砂警戒であるとか、浸水区域の対象の皆様から申請をいただけるというところを見込んでいたところなんですけど、様々な要因があるとは思いますが、例えばスマートフォンで、この避難情報が理解できると思われる世帯もござ

いますし、また違う方法で避難情報を入手できるという世帯もあったということでございます。

今後、戸別受信機を利用、また今年度から雨季もございませう、また、使用をした場合での個人さんのご意見等を持ち合わせて、また自主防災の組織の中でまだ設置されてないところで、設置したほうがいいよというような口コミ等で利用していただくという形で、町としても今後戸別受信機設置に向けての啓発もさせていただきたいと考えているところでございませう。

伴委員

ちょっと質問の仕方っていうのがよくなかったんか。結局この台数でええと思っではるのかっていうか、危ないというか、必要があつて戸別受信機しはったと思ひませうねん。それがこの台数、思つた台数でなかつた。だけど今言わはつたように、十分携帯やとかでこの台数でいけるんやと、だから必要な方には行き届いたか、それかこれでは危ないんか、そのあたりちょっと教えてほしいんですけど。

委員長

西巻総務部長。

総務部長

1,400台余り、ということで、その方は必要だということで、申請をされた方々だと思ひませうんで、これで十分かと言われればあれなんですけど、ひとまずは必要と思われた方が土砂災害警戒区域、あるいは浸水想定区域以外でもございませうんで、そういった方々には第一弾としては整備はできるのかなと思ひませう。

ただ、先ほど課長も言ひませうように、今後いろんな形で耳にされることだと思ひませうんで、そういった部分については今後啓発していつて、いろんな形、今、言ひませうようにスマートフォンとかいろんな形で情報が入つてきます。その中の一つとして新たに加えていただけるような形で終始啓発に努めてまいりたいというふうに思ひませう。以上です。

委員長

ほかにございませうせんか。

(な し)

委員長

これをもつて、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

まずは、発掘調査についてであります。前回の2月16日開催の総務常任委員会においてご報告いたしました、民間の建物建設に伴う法隆寺1丁目地内において実施しておりました法隆寺周辺遺跡(23-1次)の発掘調査につきましては、2月28日に報道発表を行いますとともに、これらの調査成果を見ていただく現地説明会を3月3日に開催し、600人の方に見学をしていただいたところであります。

次に、いかるがパークウェイ建設にともなう試掘調査につきましては、川に堆積した土層から土器片などが出土しておりますが、顕著な遺構・遺物は確認しておらず、3月下旬頃に今年度の調査を終了する予定でございます。

次に、前回の2月16日開催の総務常任委員会においてご報告いたしました官学連携協定に基づく奈良大学と共同で進めております戸垣山古墳の範囲確認を目的とした発掘調査につきましては、墳丘の中心部分や裾部の確認を行っておりますが、現時点でご報告できる調査成果はございません。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議長 直接、発掘調査に関わるのかどうかわからへんけど、舟塚古墳、未だにあのグレー、ねずみ色のシートがずっと被ったんねんけど、あればもう、ずっとあのままか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 前回、議長からご指摘受けまして、そののち、グリーンのブルーシートは、もう除去して、今、墳丘が見える状態にさせてもらって、雨等の影響を見ているところでございます。

議長 それはそれは、すみません。2月の20何日か、ちょっとiセンターのところ行ったら、まだかかったから。

生涯学習課参事 議長、見ていただいた時は、まだだったんですけども、今回の現地説明会をする準備の過程で、全部、除去させていただいて、きれいに整えさせていただいたところでございます。

委員長 これをもって、質疑を終結します。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1)については、先ほど報告が終わっています。

理事者側から、他に報告しておくことはございませんか。 松岡総務課長。

総務課長 総務課から1点、ご報告をさせていただきます。職員採用試験の実施についてでございます。

2月の本常任委員会において、行政組織の見直しについてのご報告をさせていただきましたが、その重点施策の着実な推進と組織体制の更なる強化を図るため、令和6年10月1日採用の職員採用試験を実施してまいりたいと考えてございます。

募集職種は、一般事務職及び保育士・幼稚園教諭とし、受験可能年齢につきまして、30歳以下を対象として、実施することといたします。

なお、試験の概要につきましては、町広報紙及び町ホームページ等に関係記事を掲載する予定としてございます。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 採用試験やっていただくのはいいんですけど。今、正規の職員さんって180人切ってるような状況なんですかね。予算書かなんかで確認したら、そんな状況になっていたかなと思うのですけれども。

職員適正化計画の数値やと、200人ということぐらいやっと思うんです。以前は、回復目指していきますという答弁してはったと思うのですけれども、この度、人件費総額は越えへんようにという範囲で、という方向性でやってるなかで、正規職員さんの枠っていうんですかね、採用の、それについては、増やしていこうと思ってるのか。それか、もう財政的に厳しい、無理なんか。ちょっとそのへんの状況と、町の考え方を教えて欲しいです。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 町といたしましては、増やしていこうと思って、今、努力しているところでございます。今年度も職員数が増えるようなかたちで、採用試験を行ったところなんですけれども、結果として、そこまで至らなかった。

次のチャレンジとして、10月1日採用を目指して、町が進むべき施策や、あるいは働き方改革、そういったものについて、頑張っていこうとしているところでございまして、さきほどおっしゃってました、総予算というのは、全ての職員を見たなかで、どういった割り振りがいいのか、そういうふうなかたちで考えていきまして、今の状況は増やしていきたいというふうに考えているところでございます。正職としては、増やしていきたいというふうに考えています。

木澤委員 心配するのは、どんどん非正規の方の率が高くなってきて、全国どこでもそうなんですけれども、やっぱり、きちっと正職員さんを採用して、職員のみなさんの負担の軽減ですとか、働きやすい職場づくりのために、増やしていくとおっしゃいましたので、引き続き、お願いをしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。
嶋田委員。

嶋田委員 庁舎内に設置してあるコピー、リースだと思えるんですけども、これは、この委員会で質問してもいいんですかね。総務の管轄ですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 コピー機のどういった。コピーサービスなのか、そのへんあたりだけ。

嶋田委員 リースに関する質問なんです。そやからサービスも含まれてくるとは思うんですけども。この委員会でいいわけですね。

総務にもコピーがあり、建設部にもコピーがあり、民生部にもコピーがあると。これ全部、総務の管轄でよろしいんですね。

総務部長 庁舎内にございますやつは、政策財政課のほうで管理をしておりますので、こちらのほうで。

嶋田委員 そしたら用紙については、どうなるんですか。総務で一括して購入して各課に配布しているのか、それとも各課で購入しておられるのかどうか。そこらへん、お伺いします。

総務部長 いわゆるコピー用紙でかまいませんか。A4サイズであったり、A3サイズであったりというのは、会計室のほうで集中して購入しております。一括購入しております。

嶋田委員　　そしたら、昔はトナー言いましてんけど、今はインクなんですか。カラーコピーなんかで、5色、6色のインクありますよね、それはどうなるんですか。

総務部長　　昔は購入していたんですけれども、今は、パフォーマンスチャージ料の中に含まれておりまして、機械がよくなったので、無くなってくると自動的に送られてくるみたいなんで、そういったものを、パフォーマンスチャージ料のなかで賄っております。昔は消耗品であったり、そういったもので購入しておりました。

嶋田委員　　パフォーマンスチャージ。結局、各課で購入というかたちなのか。それとも、足らなくなったら、送ってくるというかんじ。

総務部長　　パフォーマンスチャージ料のなかで、政策財政課のほうが一括して支払いしておりますんで、そのなかに含まれて、送られてくる。手段は送られてくるような形になっています。

嶋田委員　　各課で、例えばアマゾンで購入するとか、そういうことはあるんですか。

総務部長　　検討した結果、一括集中するほうが、個々でやるより安いよというなかたちの検討結果がでましたので。これまでは、個々にそれぞれの機械のリースをしていたんですけれども、一括してリースすることによって、全体の経費が圧縮されると。なおかつ、その部分に、消耗品、トナーであったり、機械のなかの消耗部品というのがございますけれども、そういったものも一括発注して、一括管理することによって、たいぶ経費が安くなるということだったんで、アマゾンも安いことには安いんですけれども、それよりも安い検討結果が出ましたので、現在は、一括管理、一括集中みたいなかたちで取り扱っているところでございます。

嶋田委員　　それは、いつからそういうふうにしたんですか。

委員長　　真弓政策財政課長。

政策財政課長 令和5年の10月から、運用させていただいています。

委員長 そのほかございませんか。
中川議長。

議長 私あてに陳情来ていた下司田池のことやねんけど、これについて、何点か聞かせて欲しいねんけど。県から町に対する指導やないけど、何か送ってきているんかな。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 県のほうからは、管理マニュアルを作成し、関係部局の建設農林課のほうに通知がきているところでございます。

議長 その管理マニュアルに沿って、管理してほしいという県の通知がきて、その後、管理はどこの課でしているのかな。

安全安心課長 普通財産の所管でござimasので、われわれ安全安心課の方で管理のほう、させていただきます。と、させていただきます。

議長 近隣住民の方から、不安に思うような管理の方法ではやっぱり具合悪いし、県は87項目でチェックしてはる。町は何項目してはるのかな。

安全安心課長 何項目かというところでござimasますが、マニュアルにもとづくものではござimasませんが、堤体の漏水があるかどうかという目視の点検であるとか、西側のL型の側溝の開き具合であるとか、漏水の水量がどれ程度出ているのかという採取をとりまして、漏水の有無というのを、毎月点検にいかせていただいているところでござimas。

議長 県の87項目。これ全部が全て下司田池にあてはまるのかどうかというのは、私自身も定かではないですけれど、あまりにも、県は87項目でチェックしている。斑鳩町は、今、課長何項目かわからへんけども、これこれ、これこれしてますよと

ということで、以前見せてもらったら、9項目でチェックしたったわ。あまりにも、87と9で、県との開きが多すぎる。県の規模の池と下司田池の、池の規模の差はわかりませんがね。

それと、1月1日に能登半島地震起こったわな。あんな、思いもせん時に、思いもせんおっきな地震が、いつどこで起きるか分からへん。桜池は耐震化診断して、今、耐震化工事、さっきも説明でたったけど、予算の。この下司田池の耐震化診断というのはどないなったんねんやろ。これ斑鳩町の普通財産やから、斑鳩町の財産やから、斑鳩町がきっちり、その点、管理していかんなんあかんねんから、その点どないなっていますか。

安全安心課長 現在、下司田池につきましては、防災重点ため池ということで位置づけをされているなかで、建設農林課のほうで今年度中にボーリング調査等を行いまして、この耐震化のレベルっていうところを、今、検査しているところでございます。

議長 今年度中に建設農林課のほうで耐震化の診断してもらえるとということで、それはひとつ安心しましたけど、建設水道常任委員会かな、私、トイレ行って帰ってきたら、あんなとこに税金を使うのは、どんなもんやとかいうような議員おったけどな。これしっかり斑鳩町の財産やから、災害が起こらないようにきっちりと点検してもらいたい。それは、申しあげておきます。よろしくをお願いします。

委員長 そのほかございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

ただいま、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時28分 閉会)